

古代

第3章 古代国家の展開 1. 天平時代 (2) 聖武天皇とゆれ動く王権

都の下級官人となった因幡の豪族

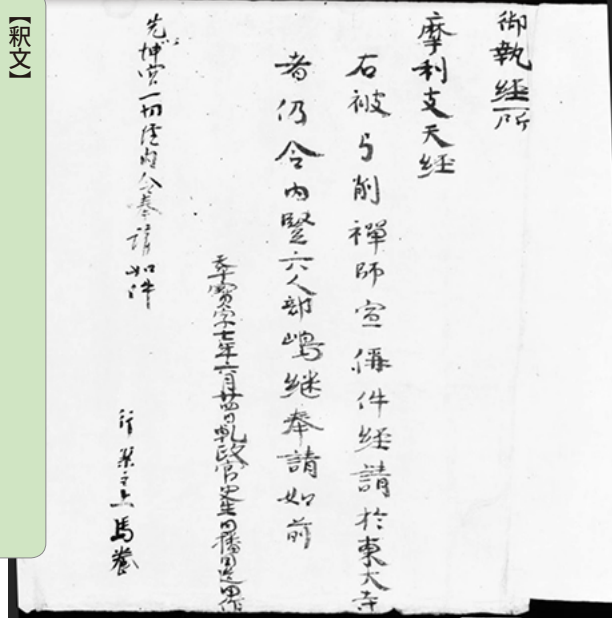
(資料1) 平城宮東二坊坊間大路西側溝 (SD5780 地区) 出土木簡(HCS6-01) (奈良文化財研究所蔵)★



【オモエ】 「  
 厨坊宿人  倉橋部人足  小月隼人  内蔵乙万呂  
 久米一万呂  因幡田作  鴨諸弟   
 宮門本在  山口広足  福  万呂  
 」

【ウラ】 「合九人、十月七日倉橋部人足」

【釈文】  
 御執経所  
 摩利支天経  
 右被弓削禪師宣稱、件経請於東大寺者、仍令内豎六人部嶋繼、奉請如前  
 天平宝字七年六月二十四日  
 乾政官史生 因幡国造田作  
 先坤宮一切経内 令奉請如件  
 行案主 上馬養



【意識】  
 御執経所  
 摩利支天経  
 右について、弓削禪師(道鏡)がおっしゃるには「この経典(御執経所が必要としている摩利支天経)は東大寺にて受け取るように」ということである。そこで、内豎の六人部嶋繼に以前と同じく受け取らせるものとする。  
 天平宝字七年六月二十四日 乾政官史生 因幡国造田作

先に坤宮一切経の内、このとおり受け取らせた。担当は(造東大寺司写経所の)案主の上馬養

御執経所：孝謙上皇の命による写経事業を行う機関。奉写御執経所ともいう。  
 内豎：宮中の雑事に供奉する令外の下級官人  
 乾政官：藤原仲麻呂が太政官を七五八年に改称。惠美押勝の乱の後、太政官に復す。  
 坤宮一切経：七六〇年に光明皇后が始めた写経事業によって作成された経典  
 造東大寺司：東大寺造営のために置かれた令外の官。  
 案主：文書・記録の管理担当者

(資料2) 「正倉院宝物」続修別集第四巻★

解説

いなほのくにのみやつこ た つくり や かみ ぐんじ  
 因幡国造田作は八上郡・高草郡の郡司を務めた  
 因幡国造氏の一族で、平城宮出土木簡、『正倉院文書』によって、8世紀中頃に下級官人として都で活動したことが知られる人物。

初見は、北厨坊という施設(平城宮内か)の宿直を務めた下級官人の一人として、743(天平15)年から748(天平20)年頃に作成されたと推測される木簡にあらわれる(資料1)。以後、761(天平宝字5)年に東大寺の写経所の校生(写経の校正を担当)、763(天平宝字7)年から771(宝龜2)年まで乾政官(太政官を藤原仲麻呂が改称)の史生、奉写一切経司(写経所を管理する組織)の主典としてあらわれる。763年から翌年にかけては、道鏡の命による経典の出納業務に携わっていることが『正倉院文書』から知られる(資料2)。

771年を最後に記録から消えるため、この頃、死亡したか、因幡国内の郡司になるために帰国したものと推測される。当時、郡司の任用は家柄と能力が評価されたため、地方豪族は都で下級官人を務め、実績を得ようとした。写経所の校生、中央官庁の事務に携わった田作は、能力としては申し分なかったものと考えられる。  
 (担当:石田敏紀)

参考資料

- ・石田敏紀『鳥取県史ブックレット8 古代因幡の豪族と采女』(2011年)
- ・奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土出土木簡概報(11)』(1977年)
- ・鳥取県『新鳥取県史資料編 古代中世2 古記録編』(2017年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。